

第 3 9 7 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和6年(2024年)3月18日開催

第397回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)3月18日(月) 午後3時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 りんどう・つばき

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
深川英穂 廣田幸英 澤田唯二 岸田光代 一宮睦雄 田中愛美
藤木美才 藤田香織

(欠席委員) 平岡政宏

(漁業取締事務所) 技師 寺中勝彦

(天草広域本部水産課) 主幹 長山公紀

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」に関する令和5管理年度における県留保枠の配分について(諮問)

第4号議案

宝石さんごの採捕禁止について(指示)

(2) 報告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第397回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中会場に13名、リモート1名、合計14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第397回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長よろしく申し上げます。

議長

はいどうも皆さん、こんにちは。

今回は、事務局からもありましたが、午後3時ということで、近い人はいいんですけど、特に御所浦のように船で渡って行かれる方は大変、牛深からも遠いもんですから、できればもうちょっと時間調整をして頂ければというふうに考えております。本当に遠いところお疲れでございます。それでは、皆さん早速でございますが、今日は短時間で終了したいと思いますが、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、ただ今から第397回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐々木委員と藤木委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区

漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから11ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、えび流し網漁業など4つの漁業です。

まず、えび流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に示しております、緑色で色付けした不知火海となっています。ただし、7月15日から8月20日までは黒線より以北の不知火海では操業できません。許可予定の隻数は、不知火地区で1隻となっています。その他の内容は資料8ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド5番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド6番の参考図に青色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内の芦北地先です。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料10ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド8番の参考図の赤線で囲まれている共同漁業権漁場を除く天草有明海は共通ですが、区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。資料3ページの別記1の区域は、青色で色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内上地先が操業区域に追加されます。一方で、資料4ページの別記2の操業区域は、上地先とオレンジ色で色付けした登立地先の両方が操業区域に追加されます。許可予定の隻数は各1隻となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、9番に漁法を

10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。操業区域は、スライド10番の参考図に緑色で色付けしている天共第8号共同漁業権漁場内崎津地先、オレンジ色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内の牛深町地先及び青色で色付けしている天共第11号共同漁業権漁場内倉岳地先です。許可予定の隻数は各1隻の合計3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっております。その他のかご漁業については、以上です。

以上、新規許可の4漁業についてご説明しました。最後に許可の申請期間についてです。スライド11番をご覧ください。申請期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)4月12日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

はい。

議長

ようございますか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案『熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について』、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「するめいかに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の14ページをご覧ください。資源管理の流れについては上段の

「新たな資源管理の流れ」の図のとおりとなっています。次に、下段のフロー図をご覧ください。①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する必要があります。そこで今回、知事管理漁獲可能量及び県留保枠への配分量について諮問いたします。

資料の15ページをご覧ください。令和6年4月1日から始まる令和6管理年度の「するめいか」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量について、農林水産大臣から通知がありました。今回、本県に配分された都道府県別漁獲可能量は「現行水準」です。都道府県別漁獲可能量は、その魚種の全体漁獲量のうち、おおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県には具体的な数量が明示されますが、これに該当しない場合、「現行水準」として配分されます。

資料の16ページをご覧ください。熊本県資源管理方針別紙1の5の第3において、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分すると規定していますので、本県のするめいか知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

以上、令和6管理年度における「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしくお願いします。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

昨年度の熊本県のスルメイカは、その何トンぐらい取れたのでしょうか。

水産振興課

まだ、昨年度の結果は出ておりませんが、2019年が6トン、2021年が1トンという形で漁獲量は減っております。

なお、他県の許可を得て、水揚げされるスルメイカの漁獲量については、属人といまして、水揚げした人に、関わってくるものですので、熊本県内でのスルメイカの漁獲量ではないのかなというふうに思っております。

友村委員

今お聞きしたのはですね、うちの水産加工されてる方が、スルメイカが手に入らないと、イカの塩辛ですかね、全然もうできないということで、そういうことがありますもんですから、お聞きした次第です。ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第3号議案『熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和5管理年度における県留保枠の配分について』、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議案「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の19ページをご覧ください。こちらの資料は、第2号議案の、するめいかの説明で使用した資料と同じものです。くろまぐろについても県は下段フロー図のとおり、国から配分された都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と想定外の漁獲に対応するために確保する県留保枠に配分します。

20ページをご覧ください。くろまぐろの知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保枠とすることとされています。現在、この配分割合に従い、知事管理漁獲可能量の小型魚は15.2トン、大型魚は4.6トン、県留保枠の小型魚は1.7トン、大型魚は0.6トンが配分されています。

過去の漁獲実績から判断し、想定外の漁獲に対応するために確保していた県留保枠を保持しておく必要性が低いことから、県留保枠全量を知事管理漁獲可能量に再配分し、小型魚を16.9トン、大型魚を5.2トンとしたいと考えています。

なお、参考までに、3月15日までの小型魚の漁獲量は9.1トン、大型魚の漁獲量は、1.1トン（知事管理漁獲可能量に対する消化率は、小型魚が60.0%、大型魚が22.9%）となっています。
以上、令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について、御審議の程よろしくをお願いします。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

佐々木委員

3月15日で9.1トン、今日は3月18日で3日経ってるが、そ

の間に5トンぐらい揚がってますか。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

今、佐々木委員がおっしゃられましたとおり3月16、17、18日の3日間で、ちょっと正式なものがまとまっていないという部分もありましたので、3月15日時点ということでお答えしましたが、それから4トン程度揚がっておりまして、実際のところについてもトータルでいきますと13トン程度になっているという状況です。

佐々木委員

魚というのは、獲れだすといっぺんに獲れてくるんですよね。今年は、最初は全然獲れなくて、小っちゃい魚まで獲られたんですけど、こういうふうに獲れてくるとやっぱり調整が難しいところがありますので、あと10日しかないので、どうにかやっていけるんじゃないかと、4月になれば、また新たな漁獲割り当てが出てきますので、一本釣りの人たちも納得してくれると思います。

議長

クロマグロに関しては3月の前半ではですね、かなり枠があったんですよ。県とも話し合いをしながら、昨年も3月に一気に何トンと獲れて、枠めいっぱいぐらい来たもんですから、これは調整しないでそのまま保留していこうと話し合いをして、見事に3月末でここまで来るとは、私も想像しませんでしたけど、枠を取っておいてよかったかなというふうに考えております。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第3号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第4号議案「宝石さんごの採捕禁止について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。座って説明させていただきます。
資料は21ページからになります。
資料26ページから27ページに現在の委員会指示を載せております。
現在の委員会指示が発出されたいきさつを簡単に説明します。

資料 2 2 ページをご覧ください。

平成 2 7 年（2 0 1 5 年）1 0 月 2 0 日付け 2 7 水管第 1 4 5 0 号により水産庁長官から、各都道府県に対し、国内の宝石さんご資源を適切に管理する内容の通知が出されました。

資料 2 2 ページの後半に、この通知が出された背景が記載されており、要約しますと、

- ・ 宝石サンゴは、当時、中国等での需要の高まりを受けて、価格が高騰していた。
- ・ 宝石サンゴを対象とした漁業への漁業者の関心が高まっていた。
- ・ 宝石サンゴは、1 年で 0. 2 mm 程度しか成長せず、一旦資源が減少してしまえば、資源の回復に非常に長い時間がかかる。
- ・ 国際的には、宝石サンゴの種の保存のため、いわゆるワシントン条約の附属書に掲載し、国際取引を制限すべきとの議論がある。

この水産庁通知を受けまして、熊本県では本県海域での規制の必要性について検討を行いました。

その結果、本県海域においても宝石さんごの生息の可能性があり、適切な資源の管理が必要であると判断し、第 3 4 9 回の当委員会に諮らるまして、平成 2 8 年 3 月 4 日に第 1 回目の委員会指示第 1 6 4 号が発出され、現在に至っております。

前回は令和 4 年 3 月 8 日に開催された第 3 8 3 回の当委員会に諮られ、令和 4 年 3 月 2 2 日に第 4 回目の委員会指示第 1 9 0 号が発出されております。

続いて、県が引き続き採捕禁止の指示が必要と考える理由ですが、まず、水産庁の技術的助言に述べられていた背景は、8 年経過後の現在も何ら変わりはないと考えております。

次に、本県海域が宝石さんごの生息の可能性があり、適切な資源の管理が必要であるとの判断についても、8 年後の現在も同じ判断です。

これらのことから、本県は引き続き宝石さんご採捕禁止の委員会指示が必要と判断する次第です。

また、地元の天草市五和地区から牛深地区にかけて、聞き取り調査を行いました。委員会指示が発出されても支障がない旨の回答を得ております。

水産振興課からの説明は以上でございます。

議長

ただ今、水産振興課から、第 4 号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤田委員

（漁業権系法令集の冊子を開いて）この資料は？

水産振興課

今回、委員会指示の対象となる 3 つのさんごについて参考として添付しております。

佐々木委員 宝石さんごは深海にしかいないんですよ。昔は江戸時代、明治、大正時代は牛深の人たちもさんごを獲りに行っていた。今は全然獲れない。高知県とか和歌山県ではまだ獲れている。

議長 他にございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、他に無いようですので、第4号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局 事務局でございます。それでは、委員会指示案を説明させていただきます。
資料28ページに委員会指示の案を付けております。
天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号
宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。）の資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。
日付は公報掲載日です。
天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男
1 指示の内容
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第40条第1項第24号に規定する海域を除く。
2 指示の有効期間
令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
事務局からの説明は以上でございます。
御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

はい。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員事務局

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

次は報告です。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしく申し上げます。（2）報告 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は29ページからになります。

着座にて説明させていただきます。

資源管理状況等の報告の義務化について、令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法90条第2項及び同規則28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回報告しますのは、第15次漁業権切替前の令和4年度における海面の漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。

天草不知火海区については、共同漁業権で22件、定置漁業権で2件、区画漁業権で388件の合計412件の漁業権があり、その全てについて報告がされております。

報告方法ですが、今年度の4月に第15次漁業権切替に係る事務手続き説明会において、口頭で報告について周知を行い、免許の切替に合わせて事務連絡にて報告を求めました。

各漁業権者からの報告事項ですが、34ページの【参考】報告様式に記載している項目をご確認下さい。

報告事項について、共同漁業権では、（1）資源管理の状況等につい

て、漁業関連法令の遵守、休漁日や漁獲上限の設定等、定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。

また、(2) 漁場の活用状況については、漁業の名称、延べ操業人数及び日数、漁獲量になります。35ページから38ページに漁業権別の報告様式を添付しております。

適切かつ有効の判断について、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになりますが、これは、39ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

31ページをご覧ください。4 各漁業権別の報告結果の概要について御報告します。

まず、共同漁業権からですが、不知火海区の共同漁業権は、火共第1号から火共第7号までの合計7件があり、ア 資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、資源保護のための禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

また、主要魚種であるあさりの増殖、藻場の造成、食害生物の駆除、稚魚の放流、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

イの漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、あなじゃこ、たこ、かき、なまこ、あわび、ひじき、わかめ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第2種及び第3種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網(つぼ網)、雑魚羽瀬網で漁獲がありましたが、第1種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業がありました。

ウの適切かつ有効の判断について、漁業の行使実態があり、「適切かつ有効に」活用されていると判断しました。

次に天草海区の共同漁業権は、天共第1号から天共第15号までの合計15件あります。ア 資源管理の状況等については、不知火海区同様、漁業関連法令の遵守、漁場監視、資源管理のための禁漁、サイズ制限の取組、藻場造成、食害生物駆除、稚魚放流等の増殖の取組が報告されました。

イの漁場の活用の状況については、あさり、たこ、うに、あわび等の第1種共同漁業、小型定置網等の第2種及び第3種共同漁業ともに漁獲がありましたが、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業種類がありました。

ウの適切かつ有効の判断については、天草海区も不知火海区と同様、漁業の行使実態があり、「適切かつ有効に」活用されていると判断しました。

32ページをご覧ください。次に区画漁業権について報告します。

不知火海区ですが、のり浮流し養殖業やかき垂下式養殖業等の第1種

区画漁業が合計51件及び築堤式のくるまえび養殖業である第2種区画漁業が1件あります。

イ 資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のりや魚類については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。

ウの漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、行使実態が確認できなかった7件については、昨年度、漁業権者に対し、別途、報告を求めて回答を得ております。

エの適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断し、行使実態が確認できない7件の漁業権については、調査を行ったところ、今後も行使しないということで、昨年の漁業権切替においては切替しておらず、現在、免許は出ていない状況です。

次に天草海区ですが、魚類小割式養殖業、くろまぐろ養殖業、かき垂下式養殖業、真珠養殖業、わかめ養殖業等第1種区画漁業が合計274件あります。また、くるまえび養殖業、かに養殖業の第2種区画漁業が62件あります。

イ 資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく生産に加え、底質環境調査の実施、へい死貝の適切処分等の取組も報告されました。

ウの漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、27件で行使状況について確認できないものがあり、行使実態が確認できなかった27件については、昨年度、漁業権者に対し、別途、報告を求めて回答を得ております。

エの適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断し、行使実態が確認できない21件の漁業権については、調査を行ったところ、今後も行使しないということで、昨年の漁業権切替においては切替しておらず、現在、免許は出ていない状況です。残りの6件については、今後、確認していきます。

最後に33ページの定置漁業権について報告します。

定置漁業権については、2件あり、資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守に加え、休漁日及び休漁期間の設定について報告がありました。

また、漁場の活用状況は、あじ、いさき、さば等が主に漁獲され、周年操業されていることから、定置漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しております。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

友村委員

区画漁業権の養殖の底質調査がされたということですが、水産研究センターがされたということですか。

水産振興課

水産振興課です。

年に1回実施している底質調査につきましては、基本的に免許を受けている漁協が実施するというようになっておりまして、それに各広域本部の水産課の普及指導員が同行して調査をしております。水産研究センターは立ち会っておりません。

友村委員

御所浦で、養殖が一番盛んな時には鹿児島大学の水産学部をお願いをして底質調査をしていただいた経緯がございます。そして養殖業者に来ていただいて、状況を説明したということもあります。ただ、ここはもう少なくなっていますね、ただ一番懸念するのが、今年も赤潮が出ないかなというのを心配しているところでございますので、何かあったらまた県の方にご相談しますので、どうぞよろしく願いします。

議長

他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

他にないようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」の報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

事務局はありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、本当に私がいさつしたとおり早く終われるよう御協力ありがとうございました。これで第397回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。